

令和7年度 運営指導における主な指導事例 (定期巡回・随時対応型訪問介護看護に関する事項)

1 運営基準

(1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画等の作成について

【事例】

当該計画に、訪問する日程等の記載がない。

- ア 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画において、担当する定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の氏名、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者が提供するサービスの具体的内容、所要時間、日程等を明らかにしなければなりません。

【事例】

計画更新にあたって、前計画の実施状況や評価について利用者又はその家族に説明した記録がない。

- ア 計画作成責任者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の目標や内容等については、利用者又は家族に、理解しやすい方法で説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明し、利用者の同意を得なければなりません。

2 介護報酬

(1) 総合マネジメント体制強化加算について（I）

【事例】

関係施設への情報提供の状況や、地域資源の効果的な活用等を行っていない。

- ア 定期巡回・随時対応型訪問介護看護が地域に開かれたサービスとなるよう、地域との連携を図るとともに、地域の病院の退院支援部門、診療所、介護老人保健施設その他の関係施設に対し、事業所において提供することができる具体的なサービスの内容等について日常的に情報提供を行う必要があります。
- イ 利用者及び利用者に関わりのある地域住民や商店等からの日頃からの相談体制を構築し、事業所内外の人（主に独居、認知症の人とその家族）にとって身近な存在となるよう、事業所が主体となって、地域の相談窓口としての役割を担います。

ウ 地域住民等との連携により、地域資源を効果的に活用し、利用者の状態に応じた支援を行っていること。なお、地域資源を効果的に活用し、利用者の状態に応じた支援を行うための取組とは、例えば、利用者となじみの関係のある地域住民や商店等の多様な主体や地域における役割、生きがいなどを可視化したものを作成し、事業所の従業者で共有が必要です。

(2) サービス提供体制強化加算について

【事例】

一部の職員について、研修計画が作成されていない。

ア 従業者ごとに、個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を定めた研修計画を策定してください。